

# 国内振込依頼書 (兼 払戻請求書)

(翌営業日付取引の場合、要スタンプ)

007

私は振込規定の内容に同意し、下記振込を依頼いたします。

●太枠内に必要事項をご記入ください。

- お支払いにつきましては、原則、ご指定のお引落口座より手数料を含めた合計金額で引落いたします。
- お振込手続き後の訂正・組戻には、別途当行所定の手数料が必要となります。
- プレスティア マルチマネー口座普通預金へお振込みの場合、口座種目は1 普通 をお選びください。

送金 実行日	20	年	月	日
受付 支店名				

ご記入日 20 年 月 日

お振込先	銀行名	▼ひとつお選びください					支店名	支店 出張所										
	口座種目	▼ひとつお選びください	▼右つめでご記入ください					金額	百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円									
	1 普通	2 当座	4 貯蓄	9 その他	口座番号													

▼カタカナ名 (姓と名の間は1マス空けてご記入ください 濁点(・)、半濁点(゜)は1字としてご記入ください)

お受取人 お名前

様

▼カタカナ名 (姓と名の間は1マス空けてご記入ください 濁点(・)、半濁点(゜)は1字としてご記入ください)

お振込人 お名前

様

お支払方法	▼ひとつお選びください	引落口座	お取引店 または店番号	支店 出張所	ご住所 日中連絡先 ( ) -
	<input type="checkbox"/> 口座引落 *右欄にご指定 ください <input type="checkbox"/> 現金	▼ひとつお選びください	▼ひとつお選びください	▼右つめでご記入ください	
		普通 プレスティア 当座 その他			届出印または届出署名
	口座名義がお振込人名と異なる場合のみご記入ください。				



備考

口座保有者  
 未保有者

通 番		手 数 料																	
合計金額																			

PRESTIA  
SMBC信託銀行

取引番号 84701  
ワンオペ都度振込  
現金払: 僚店解除

受付方法 受付 印鑑署名照合 CF 記帳 承認 高額承認  
 1. 来店  
 2. 郵便等  
 3. 代理人

\*銀行使用欄裏面あり→

## 振込規定 (抜粋)

### 1 適用範囲

振込依頼書、または電話による振込の依頼による当行または他の金融機関の国内本店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

### 3 振込契約の成立

- (1) 振込依頼書または電話による振込の依頼による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領したときに成立するものとします。
- (2) 前項より振込依頼書による振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込資金受取書を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。電話による振込の依頼による振込契約が成立したときは、当行はその内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。
- (3) <削除>

### 5 証券類による振込

- (1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。
- (2) 当行の国内本店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込資金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (3) 前項より受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。
- (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
- (5) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたらえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 6 取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

※振込規定全文については、窓口担当者にお申しつけください。

### 7 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
  - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
  - ② 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

### 8 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取り止める場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
  - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
  - ② 当行は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

### 11 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のもやを得ない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

### 14 法令・規則等の遵守

本規定に優先する法令又は法令に基づく命令、規則等がある場合は、本規定にかかわらずそれらが適用されるものとします。

### 15 正文

本規定の日本語と英語の記載内容に関して相違が生じた場合には、日本語の規定を優先します。

以上、振込規定は、2019年10月1日より適用します。